

郡山市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱

平成22年 5月21日制定

平成23年 4月25日一部改正

平成25年11月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成29年 3月30日最終改正

[生活環境部生活環境課]

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項の規定に基づき、本市における温室効果ガスの排出の量の削減等に関する施策を定める郡山市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、その推進を図るため、郡山市地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実行計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実行計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には生活環境部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条の事務に必要な事項について専門的に調査及び検討を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には、生活環境課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の調査及び検討の経過及び結果について委員長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事長は、第2条の事務に関し、専門的事項について調査及び検討を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、調査及び検討の経過及び結果を幹事会に報告するものとする。

3 ワーキンググループは、生活環境課長補佐及び幹事長が指定する実行計画に係る課等の長が推薦する者をもって組織し、生活環境課長補佐が座長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道局長、教育委員会事務局生涯学習部長、教育委員会事務局学校教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長
--

別表第2（第5条関係）

総務法務課長、人事課長、職員厚生課長、政策開発課長、ソーシャルメディア推進課長、財政課長、公有資産マネジメント課長、契約課長、工事検査課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、清掃課長、社会福祉課長、保健所総務課長、こども未来課長、農業政策課長、産業振興課長、道路建設課長、建築課長、都市計画課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会事務局生涯学習部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、議会事務局総務議事課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長
--